

■労働関係指標

完全失業率	9月の完全失業率(季節調整値) 3.4% (前月と同水準)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) 1.24倍 (前月より0.01ポイント上昇)
就業者数 (季節調整値)	6,399万人 3か月ぶりの増加(前月差24万人増)	定期給与	現金給与総額(原数値) 265,527円 (前年同月比0.6%増)

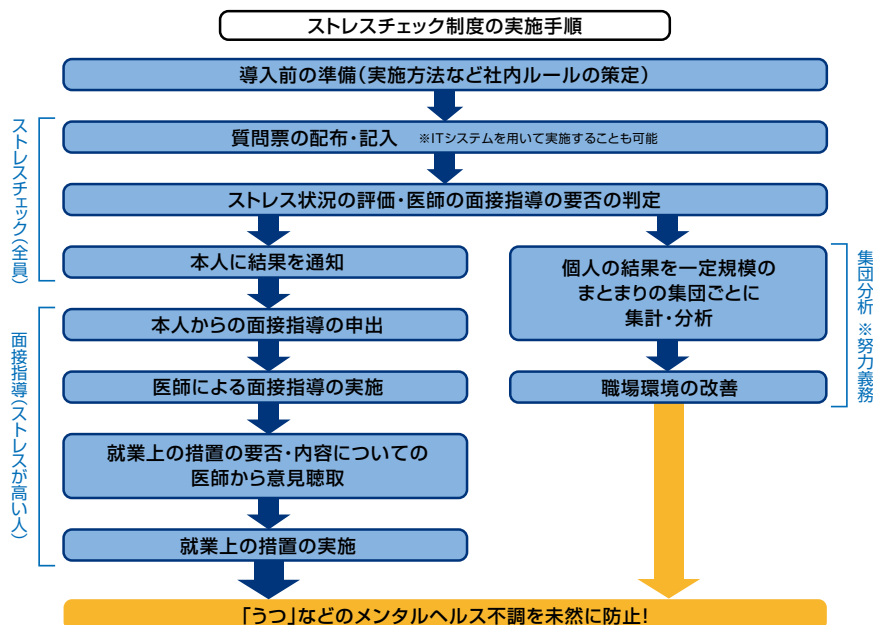
Topics 1. ストレスチェック支援サービスのご案内

労働安全衛生法の改正により、平成27年12月から毎年1回、労働者が50人以上の事業場ではストレスチェックを実施することが義務化されました。今回はストレスチェック制度の概要と、弊社で行うストレスチェック支援サービスのご案内をいたします。

Point1 ストレスチェック制度の概要

ストレスチェックは、精神障害の労災認定件数が4年連続で過去最高を更新するなど、近年増加している職場のメンタルヘルス不調を背景に、不調者を未然に防止する目的で義務付けられた制度です。労働者が50人以上の事業場で希望する従業員に対してストレスチェックを実施する必要があり、50人未満の事業場は努力義務となっております。

このストレスチェックの結果を受けて従業員が医師の面接指導を希望した場合は、会社は面接指導を受けさせ、仕事による心理的負担が大きいと医師が判断したときは、労働時間の短縮など負担の軽減のための措置を講じなければなりません。



厚生労働省「ストレスチェック制度導入マニュアル」より

Point2 ストレスチェック支援サービスについて

弊社ではメンタルヘルス対策サポート専門のアイエムエフ株式会社と提携して、ストレスチェック実施及び制度運営の支援と、従業員及び管理者向け電話相談サービスの「アークメンタルサポート」を一体化させたサービスを行います。会社の義務であるストレスチェック実施を始めとして、ご要望に合わせて、実施前の衛生委員会での調査審議のサポートや、集団分析とその結果を活用した管理職向けの研修サービス等もご利用頂けます。

ストレスチェック制度について気になる点がございましたら、弊社担当までご連絡ください。

Topics 2. マイナンバー制度

第7回目【アーク&パートナーズの対応②】

シリーズ第7回目は、前回に引き続き弊社の対応についてです。既に個別にご案内いたしました。弊社の取得から廃棄までの取扱い方法について再度ご説明致します。

1. 取得について

1) 弊社管理システムご利用頂の場合は、会社ごと及び担当者ごとに付与されたライセンスキーにより、会社にてご入力いただけます。

2) 弊社管理システムを利用されない場合は、通常の担当者へのご連絡とは別に、マイナンバー専用FAXもしくはメールアドレスへご連絡いただけます。専用FAX及びメールアドレスは2月以降に弊社から別途ご案内致します。

2. 利用について

既存のシステムとは独立したシステムでマイナンバーの管理を行い、必要な書類作成時のみ既存システムがマイナンバー管理システムを参照して利用することで、目的外利用を発生させません。

3. 提供について

原則として、行政機関や健康保険組合等以外に提供は行いません。又、申請書の控え書類などにマイナンバーの記載があるときは、マスキング等を行い、必要な場合を除きマイナンバーの記載のある書類を保管しません。

4. 廃棄について

マイナンバー関係事務を処理する必要がなくなった場合や法令の保存期間を経過した場合は、定期的にマイナンバーを廃棄するとともに管理システムから削除します。

5. 書類送付について

- 1) 書類は、離職票を除き、全て会社へ送付します。
- 2) マイナンバー記載の書類は、簡易書留にて送付します。

6. 最後に

いよいよ平成28年1月から、社会保障・税等の行政手続きにマイナンバーが必要となりますが、マイナンバーの通知が遅れていることもあり、当初のスケジュール通りに進まないことが予想されます。マイナンバー制度のご説明は、この誌面上では今回が最後となりますが、各担当を通じ、今後のご案内してまいりますので、ご協力の程お願い致します。

Topics 3. 外国人に親切な国？

我が国政府は、国際戦略総合特区を設けるなどして、外国企業や外国人を日本に呼び込み、経済活性化の起爆剤にしようとしています。まだまだその効果は薄いものと思われる。外国企業にとって、税金や社会保険料負担が高いということもありますが、来日した外国人本人にとっても、親切と思えない点は多いようです。

例えば、いま旬な話題のマイナンバーですが、日本に住民票のある外国人にも付与されています。昨年終わりに通知カードが送付されましたが、封筒には「Important Notice」と表示されているものの、説明文書は全て日本語のみでした。これでは、日本人でも分かりにくいものが外国人に分かるはずはなく、どうしていいのかわからないという声を、アメリカ人の弁護士などプロフェッショナルな職業についている人たちからも聞きました。私個人としても疑問なのは、例えば内閣官房のホームページには、通知カードを受取ったからの扱いにつき、簡単ではありますが26ヶ国語もの説明が掲載されているのに、そのURLへの誘導すら通知カード説明文書に記載がないことです。本気で外国人への配慮があるようには思えません。

最近の税制改正についても、不満が高まっています。弊社も所属しているACCJ(在日米商工会議所)の委員会において、以前は法人税に関する要望が大多数でしたが、最近は所得税や相続税など、外国人個人にかかわる要望が主流になってきました。例えば昨年7月から施行された「出国税」(保有有価証券含み益へのみなし課税)は、来日して日本で起業して成功したビジネスマンが帰国する場合にも適用されてしまいます。これは、優秀なビジネスマンに来日してもらって日本経済を活性化して欲しいという政府の方針と矛盾する、と批判されています。

「おもてなし」は、観光産業だけに必要なものではありません。ビジネス面でも、外国人に親切と思ってもらえるような環境作りに、日本は留意する必要があるのではないのでしょうか。

国際業務推進チーム・ディレクター 米国税理士 成田元男

編集後記《睦月》笑い初め

お正月の過ごし方はさまざまですが、皆様はどのようにお過ごしでしょうか？ 私は、家でんびり過ごすのが好きです。そして、この時期恒例でやっているお笑い番組を観てゲラゲラ笑っています。芸人さんのコントや漫才は作り込まれていて、純粹にただ笑われますが、その笑いが落ち着くとふとその話の構成力などに感心します。

さて、「笑う門には福来る」ということわざがありますが、笑うという行動には、免疫力を強くする、自律神経の安定などの医学的効果が

あることが実証されているそうです。

昨年の12月よりストレスチェックが義務化されるなどメンタル面の疾病増加が社会問題となっています。メンタルヘルスの不調は、未然に防ぐことが重要とされており、もちろん、そういった場合においても、笑うことは有効であり、作り笑いでも効果があるそうです。仕事をする中では、笑えない場面の方が多いかもしれませんが、うまくリフレッシュを図り、皆様が今年も一年心身ともに健やかに過ごせるようお祈り申し上げます。(兼)



Facebook 毎週火・木更新★



いいね! お待ちしています♪

Facebookにて最新情報をお届けしております

<https://www.facebook.com/arcandpartners>



プライバシーマークを
取得いたしました



10840560